

## 改正点をめぐる諸問題

—— 宗教法人の自律性と行政の責任 ——

棚 村 政 行

(早稲田大学)

- 一 はじめに
- 二 戦後の宗教政策と宗教法人法制
- 三 宗教法人法一部改正の理論的実際の根拠
- 四 おわりに

### 一 はじめに

オウム真理教の衝撃的事件から一か月ほど後の平成七年四月二五日、宗教法人審議会が開かれ、当時の文部大臣から審議会に対して、宗教法人制度の抜本的検討が求められた。その後、宗教法人審議会は、特別委員会を設置して、問題点の整理をするとともに、全国的な展開をする広域宗教法人の所轄庁の在り方、認証後の法人の活動状況の把握、宗教法人の情報開示の三点を中心に集中的な検討を重ねた。その結果、同年九月二九日には、宗教法人審議会による「宗教法人制度の改正について」という報告が文部大臣になされ、この報告の趣旨にそって、一〇月一

七日に「宗教法人法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。同法案は、一月一三日に衆議院本会議で可決され、参議院でも一月八日に賛成多数で可決成立した。<sup>(1)</sup>

平成七年一二月に成立した「宗教法人法の一部を改正する法律」(平成七年法律第二三四号)は、①複数の都道府県で活動する広域宗教法人の所轄庁を文部大臣に改める、②信者その他の利害関係人に財務会計書類等の閲覧請求を認める、③所轄庁に対して一定規模の宗教法人は役員名簿や財務書類等を毎年提出する、④収益事業停止命令、認証取消、解散命令の対象となる疑いがある場合、所轄庁は報告を求めたり質問ができるものとする、⑤宗教法人審議会の委員数を一〇人以上二〇人以内とすることなどを内容とする。

宗教法人法が成立したのは昭和二六年であり、内容に関わるものとしてはじつに四十四年ぶりの法改正となった。宗教法人法の改正に対しては、宗教界や宗教関係者を中心に、国家による監督統制を強めるもので戦前に逆戻りするとか、宗教法人法の基本的性格や目的を変更するものだとの猛烈な反対があり、現在でも宗教関係者の危機感<sup>(2)</sup>は強い。しかし、今回の宗教法人法の一部改正が、憲法二〇条の信教の自由や政教分離原則に抵触するかどうかは、改正の動機や改正手続の進め方より、むしろ、改正内容と改正法の運用いかんにかかっている。そこで、本報告では、宗教法人の自律性と行政の責任という基本視角から、まず、はじめに宗教法人法の基本構造や性格を考察し、ついで、今回の主要な改正点である広域法人の所轄庁の変更、所轄庁への財務書類等の提出、所轄庁の質問権と行政の責任、信者らへの情報開示と宗教法人の自律性について理論的個別的な検討を行い、最後に、公的介入の排除と他律的規制回避のためのセルフ・コントロールとして宗教法人審議会や宗教情報センター構想等に関して若干の展望をして、改正法の適正な運用と宗教法人法制の今後への叩き台にしたいと思う。

(1) 原克巳「宗教法人法改正の概要」法律のひろば四九卷四号四頁以下(一九九六年)、高松典雄「宗教法人法の一部改正」時の法令一五一六号六頁以下(一九九六年)、塚本慎宏「宗教法人法の改正」立法と調査一九二号四頁(一九九六年)、文化庁文化庁宗務課内宗教法人研究会「Q&A改正宗教法人法」一頁以下(一九九七年)等参照。

(2) たとえば、消極論としては小林孝輔「宗教法人法は改変すべきか否か」月刊住職二五八号四八頁以下(一九九五年)、笹川紀勝「憲法の構造と宗教法人法「改正」案の問題点」潮一九九五年二月号八八頁以下、安武敏夫「宗教法人法の改正は本当に必要なのか」月刊住職一九九五年一〇月号六二頁、平野武「憲法と宗教法人法」ジュリスト一〇八一号七頁以下(一九九五年)等参照。

積極論として、大石真「宗教団体と宗教法人制度」ジュリスト一〇八一号一頁(一九九五年)、北野弘久「宗教法人法の改正問題の論点」法学セミナー四九号四六頁(一九九六年)、棚村政行「宗教法人法改正への視点」法律時報六八卷一、二頁以下(一九九六年)、紀藤正樹「宗教法人法の改正とその課題」法と民主主義三〇三、二九頁(一九九五年)等。

なお、宗教法人法の改正をめぐるシンポジウムでの論議をまとめたものとして、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会編「論争・宗教法人法改正」(緑風出版・一九九五年)、井上順孝編「宗教法人法はどこが問題か」(弘文堂・一九九六年)参照。

## 二 戦後の宗教政策と宗教法人法

### 1 戦前の宗教政策と宗教法人法制

(3) 明治初年から、政府は、治安対策、国策遂行に有用な宗教の保護育成、全宗教の掌握、監督、統制を強めていった。明治二二年の大日本帝国憲法での信教の自由の保障は、きわめて不十分なもので、「神社は宗教にあらず」という命題のもとに、実際には神社神道が国教化し、それ以外は厳しい統制と弾圧を受けた。昭和一四年に成立した宗教団体法(二八か条)は、神道教派、仏教宗派、キリスト教そのほかの教団およびこれらに包括される寺院、教会を宗教団体とし(同一条)、非公認の類似宗教は宗教結社となりうるとした(二三条等)。宗教団体の設立につき、

文部大臣または地方長官の認可を必要とする認可主義をとり(三条、六条)、文部大臣には監督調査権、認可取消、活動の制限停止、機関の解任権などきわめて強大な監督統制権が付与された(一六条、一七条、一八条等)。

戦前・戦中の宗教団体法は、国家による管理統制色がつよい宗教監督監視法であり、治安維持法や不敬罪という刑事法で宗教は威嚇され弾圧された。<sup>(4)</sup>

## 2 戦後の宗教法制と宗教法人法の制定

昭和二〇年八月の敗戦により、このようなわが国の宗教法制と国家の宗教政策は外圧的に転換を迫られた。ポツダム宣言は、言論、宗教、思想の自由の確立と基本的人権の尊重を求め、連合国総司令部(GHQ)は、昭和二〇年一〇月四日に、人権指令を出して宗教の自由を制限する法律等の効力を停止し、一二月一五日の神道指令では、神社神道と国家との完全分離、国教的地位を廃止することを徹底した。そのため、昭和二〇年一二月二八日に、いわゆるポツダム勅令として、宗教団体の財産の保全や既得権の保障のために宗教法人令(わずか一八か条)が制定された。この宗教法人令では、宗教法人の設立のためには所轄庁への所定の届出でよいとする準則主義を採用し(同七条)、監督や指導の規定は殆どおかなかった。このため、宗教法人令のもとでたくさんの宗教法人が簡単に設立されることになり(包括宗教団体四四から一挙に七〇〇を超えた)、税法上の優遇措置を当てとする怪しげな団体が乱立するという問題もおこった(たとえば、「生活即宗教」を掲げる皇道治教の教祖木船晴善は、届け出だけで設立できる宗教法人令に目をつけて、一般商店などに「教団傘下の宗教法人になれば税金がただになる」と勧誘して教勢を拡大し、「共存共栄待合旅館」「信徒共同美容院」「信徒共同衣類売買部」などと宗教法人の看板を掲げた商店の脱税が問題化した。このほか日本観音教脱税事件、霊友会金塊隠匿事件、脱税事件、世界救世教脱税事件など宗教界での不祥事も続いた。<sup>(5)</sup>

また、包括宗教団体のほかに単立の宗教法人が認められ、分派や宗派離脱の問題や内部運営をめぐる係争事件も数多く起こり、宗教界は混乱を招いた。その結果、かえって包括団体を中心に規制を求める声が強くなった(結果的に、分派独立の問題に対しては、通常の規則変更手続に公告、当該包括団体への通知を要求する規制に落ち着いた、二六条三項)。

そこで、昭和二六年に、宗教法人令の不備を補う宗教法人法(八九条)が制定された。同法は、宗教団体に法律上の能力を与え、宗教法人の自律性、自主性を最大限に尊重するとともに、他方で、その責任と公共性をも重視して、宗教法人の管理運営という世俗的事項に関する一定の権限と責任を国及び都道府県に認めた。その結果、宗教法人の設立、規則の変更等で認証制度をとり、宗教法人の管理運営面でも自主性に委ねながら、責任役員制度と公告制度を設けて民主性、公共性を確保し、併せて、宗教法人審議会を設置して宗教行政の事前チェックや公正を担保する役割を負わせるという現行法の基本構造が成立した。<sup>(6)</sup>

たとえば、宗教法人法の基本的性格については、第三次吉田内閣の天野貞祐文部大臣の提案理由要旨「同令は、現下宗教界の実情に照らしまた過去五年有余の実施のあとを顧みましたとき、不備の点も少なくなり、他方におきまして、信教の自由の基盤の上に立つ新たな宗教法人制度の確立が多方面から要望される実情にあつたのであります。……………」

この法律の目的といたしますところは、宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を獲得させることであります。これがためには、あくまでも信教の自由と政教分離の原則を基本としなければならぬと考えます。それとともに、宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を払うこともまた忘れてはならないのであります。<sup>(7)</sup>

戦後の宗教行政も、徹底した行政の排除、規制緩和政策から、宗教法人法の基本理念を実現し、宗教団体の自律性援助のため、運営の適正化への指導助言機能など積極的な役割と責任が期待されることとなった。したがって、宗務行政は、法人設立の際の規則、規則の変更、合併、解散等の認証事務処理機能を中心に、宗教法人の適正な運営がはかられるための指導助言機能、宗教に関する情報資料の収集提供機能、統計的機能等のサービスが内容とされるようになり、宗教法人法上付託された権限と責任を果たすべく、管理運営の適正化に関する指導助言、限定的な監督機能も含むものと解される。<sup>(8)</sup>

### 3 宗教法人法の基本理念と基本構造

宗教法人法は、宗教団体が財産を所有したり、事業運営ができるように法律上の能力を与えることを目的とし(一条一項)、憲法で保障された信教の自由が尊重されなければならないこと、この法律のいかなる規定も教義をひろめ、儀式行事を行い、宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈されてならないとの注意的規定をおく(一条二項)。

そして、宗教法人法は、宗教団体の宗教活動の自由を最大限に保障するため、行政の介入を必要最小限のものに限り、宗教法人の自主的運営、自律性を尊重した。たとえば、宗教法人の管理運営については、その民主性公共性を確保すべく、責任役員を三名以上おきそのうちの一人を代表役員にするよう規定し(一八条一項)、代表役員及び責任役員に法人の業務執行、事務決定権を与えた。これ以外の役員の資格・任免、評議員会や総代会、監事などの独自の機関の設置、財産処分の方法などについては、それぞれの宗教の特性、伝統、慣行などにしたがい、自主的に規則を設けて自由な規律に委ねた。また、財産管理上の重要行為や合併、解散等の宗教法人の重要事項に関しては、あらかじめ信者そのほかの利害関係人にその旨周知徹底をはかるべく公告制度も採用した(一二条三項、二

三条一項、二六条二項、三四条三項、四三条二項<sup>(9)</sup>。これも、宗教法人の公正な運営を確保し、自律性を高めるため、重要情報を開示を要求したものと見えよう。

所轄庁の権限も、民法の公益法人が主務官庁の広範な一般的監督権、強制調査権に服するのに対して、きわめて限定されている。現行法上認められているのは、①宗教法人の設立の際に規則、規則の変更、合併または任意解散の認証(一二条一項、二六条二項、三八条一項、四四条一項)、②設立または合併の認証の一年以内の取消(八〇条)、③公益事業以外の停止命令(七九条)、④法令違反、目的逸脱など違法な行為があつたり、宗教団体としての実体を欠くような場合の裁判所への解散命令の請求(八一一条)、⑤それから今回の改正により加わつた一定の場合の質問権(七八条の二)に限られている。

他方、宗教法人法は、宗教法人の責任の明確化や公共性についても配慮しており、たとえば、「この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない」(八六条)、宗教法人の代表者らが不法行為をした場合の第三者への賠償責任(一一一条)などを定めている。つまり、宗教法人法は宗教団体の自由と自主性を最大限尊重しつつ、あわせて、その責任と公共性のバランスをとっており、宗教的側面以外の世俗的事項、法人の財産や管理運営について必要最小限の規制をしているといつてよい。したがって、宗教法人として法人格を付与された団体に関しては、世俗的事項での最小限の法的規制は当然予定しており、宗教法人法は単に、宗教団体の物的基礎を確保させ財産所有のため能力を与えただけの法律だと解することは正しくない。

たとえば、宗教法人法の起草にも関与した井上恵行は、宗教法人令は「準則主義を採用したために、いとも容易に宗教法人となることができるので、雨後のタケノコよろしく、宗教法人の数が激増するとともに、……その教

義や組織の点でいかがわしい団体までがこれを濫用悪用した。「このように、法人令による簡素化も、自由化も、自主化も、まことに「過ぎたるはおな及ばざるがごとし」で、その「過ぎたる」と「及ばざる」との中間に適當妥当な一線を画すべきであった。」「実に、宗教法人法は、国情がコチコチに固まっていた開戦前にできた団体法と、逆に世の中がガタガタにくずれていた終戦直後に生まれた法人令の真ん中を、まかり通るユニークな法律である。」と性格づけている。<sup>(10)</sup>

宗教法人において「聖」と「俗」は密接に関係しており、区別は困難といわれる。たしかに関連性はあるが、宗教法人法は、憲法の信教の自由と政教分離原則に立脚して、宗教団体固有の聖の部分、つまり宗教活動そのものには介入せず、財産の所有、法人の管理運営など世俗的活動についてのみ規制する建前になっている。これを聖俗分離原則という。両者は密接に関わる点もあるが、できうるかぎり聖俗を切り離して、俗の部分だけの規制にとどめようとした。むしろ、宗教法人側で、どこまでが「俗」でどこから「聖」かのガイドラインを提供すべきではないか。聖俗分離の困難性の論拠では、課税庁が会計帳簿類の提出を求めるとか、宗教施設が建築基準法等に違反する疑いありとして資料提出や立ち入りを求めることはできないことになろうか。もちろん、税務調査、検査等での宗教法人法は、宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げないよう留意を求めている(八四条)。このようにみると、決して今回の改正は、宗教法人法の基本理念や性格を質的に変更してしまう改正とはいえず、むしろ、必要最小限の不備を補充する改正ではなからうか。

宗教法人法は、実際に社会に存在し活動する宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする法律で、宗教法人の宗教活動を取り締まったり、制限したり、一般的包括的に監督するためのものではない。したがって、公益法人のように主務官庁による厳格な一般的包括的監督権限は認められず、具体的限定的な最小限の規制権限にとどま

る。<sup>(11)</sup>

昭和三十一年五月一六日、清瀬一郎文部大臣(当時)は、宗教法人審議会で、「宗教法人法は、制定当時の社会的事情・経緯からみて、法の不備・欠陥も多く認められる」と審議会へ検討を諮問し、昭和三十三年四月二二日、審議会は「宗教法人法における認証・認証取消等の制度改善方策について」との答申を行った。宗教団体の自主性と公共性という基盤にたつことを確認のうえ、①この法律での宗教活動の定義を明確にすること、②宗教法人となることができる宗教団体の基準を設けること、認証取消を一年経過後もできるようにすること、③合併に関する規定を簡素化すること、④公告制度を改善すること、⑤役員制度を改善すること(ウツダードも、代表役員の世襲制や配偶者、近親者で責任役員を占めるべきでない)と説いていた。一一三二頁)。⑥財産処分等の手続きを改善すること、⑦公益事業、収益事業の区別を明確にすること、収益事業の停止命令に期間制限をしないこと、⑧宗教法人審議会の改善、⑨宗教法人に対する千代憂さ報告の取り扱いを明確にすること、⑩包括宗教法人の所轄を改めること(都道府県所轄の包括宗教法人を文部省とする)、⑪被包括関係の廃止に関する取り扱いを適正にすることなどかなり広範な改正改善の答申であった。このほか、一万円以下の過料という罰則が実効性がないのでは、解散命令の際の財産保全命令の規定がないのは不備ではないか、宗教法人法八一条一項でも、裁判所が職権で解散を命ずることができるとしているが、職権での解散命令が果たして妥当かなど問題点は少なくない。

(3) 明治以降のわが国の宗教法制の展開については、文化庁文化部宗務課編「明治以降宗教制度百年史」一頁以下(一九七四年)、渡部竊「逐条解説宗教法人法(改訂版)」一―一四頁(一九九二年)、善家幸敏「国家と宗教」一八八頁以下(一九九三年)、平野武「政教分離裁判と国家神道」二四〇頁以下(一九九五年)、奥平康弘・齋藤小百合「明治初期の国家と宗教との関係」時の法令一五三二号二六頁以下(一

九九六年)等参照。

(4) 戦前の宗教弾圧については、文化庁宗務課編「明治以降宗教制度百年史」一三六頁以下、坂本是九ほか「法と新宗教」「新宗教事典」四九〇頁以下(一九九四年)奥平康弘・斎藤小百合「戦時下日本におけるキリスト教」その、ある側面」時の法令一五三〇号三五頁以下(一九九七年)、平野武「宗教と法と裁判」一九頁以下(一九九六年)、等参照。

(5) 井上順孝「武田道生」戦後の裁判事件」「新宗教事典」五〇六頁以下参照。

(6) 宗教法法人法の成立過程については、文化庁宗務課編「明治以降宗教制度百年史」三四五頁以下、古賀和則「宗教法法人法成立過程の予備的考察」宗教法九号九二頁以下(一九九〇年)、阿部美哉「宗教法法人法の成立とGHQ」宗教法一一号三頁以下(一九九二年)、栗田直樹「梅川正美」宗教法法人法の立法過程」愛知学院大学宗教法制研究所紀要四五号一頁以下(一九九二年)等参照。

(7) 文化庁宗務課編「明治以降宗教制度百年史」三四六頁参照。

(8) 古賀和則「占領下における宗教行政の変容」『宗教法研究第一輯』(龍谷大学宗教法研究会編)一六一―二〇頁参照(一九九二年)。

(9) 根本昭「宗務行政の性格と宗教法法人法の特徴」宗教法一二号三三六―二四六頁(一九九二年)、昭和四一年二月二日四一地調宗二号秋田県総務部長宛宗務課長回答参照。

(10) 井上恵行「改訂宗教法法人法の基礎的研究」二七四―七五頁(一九九五年)。

(11) 文化庁文化部宗務課内宗教法法人研究会「Q&A宗教法法人の管理運営」五四頁(一九九五年)。

### 三 宗教法法人法一部改正の理論的實際的根拠

#### 1 広域宗教法法人の所轄庁の変更

宗教法人について、改正前は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が所轄庁で、他の都道府県にある宗教法人を所轄する包括宗教法人は文部大臣とされていた(改正前五条)。GHQの担当官のウツゲードは、宗教

法人の所轄庁は中央集権的官僚的な文部省より、一律に都道府県知事とする提案をしていた。しかし、包括宗教団体はこぞって反対をし、都道府県ごとで宗教法人法の運用に不統一が生ずること、文部省から都道府県の所轄となることは格下げになることなどから猛烈に反対した<sup>(12)</sup>。結局、文部大臣で設立された包括法人は、たとえ活動が都道府県に限られていても、所轄庁を変更する必要がないとされた。一般に、当時都道府県所轄の宗教法人は、その活動範囲が限られ、地域に密着していたため、便利で地域性のたかい都道府県知事とされた。

しかし、オウム真理教の場合も、東京都江東区に主たる事務所をおきながら、従たる事務所は静岡県富士宮、実際の活動拠点は山梨県上九一色村というように、平成七年三月当時で全国各地に二四か所の本部支部を開設し、国外でも、ロシア、アメリカなど四か所の支部を設けていた。統一教会も本部は渋谷にあるが、全国に教会、ビデオセンター等多数の活動拠点をもち、都道府県所轄の宗教法人でも、全国規模で支部を設け事業を広域的に展開し、海外にも活動を伸ばす宗教法人が現れてきている。そのような広域化する宗教法人に一都道府県だけで行政的に対応することは事実上困難といわざるをえない。そこで、改正法は、複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人の所轄庁を文部大臣とした(改正法五条二項一号)。全国一八万四二八八ある宗教法人(平成六年一二月末現在)に対し、専任の職員を置いているのは東京、神奈川、愛知、兵庫、京都などごく一部で、だいたい兼務で「学事宗教係」など私学行政と一緒になっている。なかには「私学係」「私立幼稚園係」「法規係」など名称上宗教や宗務担当であることがわからないところすらある。職員数も最も多い東京で五人、新潟や茨城、山梨、和歌山、高知など二一県は一名しかない。県内の宗教法人数が九四一五で全国一の愛知県も、職員は二名で、新潟県も八二四二法人を一人でみている。まして、広域化し内外で活動する宗教法人に対し、改正前の都道府県の所轄だと人員だけでなく、実情の把握や行政上の対応も不可能に近い。

公益法人の場合にも、複数都道府県にまたがる法人は関係大臣が所轄することになる。同様に、宗教団体も、組織及び規模が拡大すれば、事業展開も拡散する。改正法は、所轄庁の決定は、活動や事業展開をする地域の広狭で区分するのが合理的と考えた。機関委任事務の縮小廃止という方向からも、また活動の地域に対する密着性、住民サービス上の利便性、行政事務の広域性、統一性、公正性の確保などの諸要因からみても、広域法人の所轄庁は国の事務に一元化することが妥当であろう。これには、都道府県をまたがって布教活動や儀式をしているかどうかという宗教的側面で判断すべきでないという反対もつよくあった。そこで、信教の自由への配慮から、客観的な「境内建物」という宗教施設の存在で判定することになった。つまり、所轄庁を決定する基準として、宗教活動の内容にわたらず、客観的外形的に捉えられる法三条の「境内建物」という基準を採用し、信教の自由や宗教活動を阻害しないよう配慮された。これに対しては、運用レベルで、境内建物について異なった認識がある場合に、その判定を行政ができるのかとの批判がある<sup>(13)</sup>。しかし、法三条では、本殿、本堂、会堂等宗教団体が宗教目的で使用する宗教施設を定義づけており、最終的には、名称、利用目的、利用状況から、社会通念にしたがって客観的に判定せざるをえないだろう。所轄庁としては、神道、仏教、キリスト教など宗教の特性、教義、慣習に配慮し宗教施設の種類、名称を定形的に把握するようにしている。宗教団体側の教義、伝統等にもとづく主観的認識ももちろん無視されるわけではない。

ここで重要なのは、所轄庁が変わることによって、事務処理の内容や基準がどうかかわるか、都道府県知事と文部大臣で移管した法人がどのような不利益を受けるか、人員や予算措置がどの程度講じられることになるのかという点であろう。一部に文部省への移管により、再認証が行われ厳しくなるとか、国家管理、国家統制が強まるとの懸念があるが、事務処理の基準や内容は変わらず、権限も強化されるわけではない。問題は、複数の都道府県で活動

する広域宗教法人ついて文部省に所轄が一元化されても、現在の人的物的体制では、情報収集能力、行政対応能力は十分ではない。文部省に宗教法人室ができて、増員された宗務課のスタッフは三名にすぎない。また、都道府県の宗務係も兼務で、現状ではどれだけスタッフを充実できるかわからず、相互のネットワーク作りはむずかしい。要するに、国と自治体はどのような連携プレーがとれるか、縦割り行政の中で連携をいかに進めるか、海外を含め必要な情報収集や交換、行政的対応を迅速かつ効果的にできるかであろう。その際に、宗教に明るく宗教情報の分析力、宗教と法律に通じた人材の育成と確保研修につとめなければならぬであろう。なお、一九九六年九月一日時点で、都道府県知事から文部大臣に所轄庁が変更されたのは五四四法人であった。

## 2 所轄庁に対する財務書類等の提出

改正法二五条で備え付けが義務づけられる書類は、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表(任意)、境内建物に関する書類、公益事業、収益事業に関する書類である。これらは、当然に作成されているべきもので、今回の改正法のようにその一部を所轄庁へ定期的に提出したからといって、宗教法人の事務負担が増加したり、宗教活動を阻害することにはならない。これに対しては、たとえ財務報告だとしても、宗教活動そのものと関連するもので、団体自治に対する直接的攻撃であり宗教活動を阻害するとの危惧もある。しかし、宗教活動は宗教団体が世間自らをアピールする最重要活動であり、性質上社会に対してオープンにすべきものではなからうか。

財務書類も、国から税法上の優遇や恩典が与えられている以上、欧米では所轄庁に提出することが当然視されている。たとえば、フランスでは、届出非営利社団、認定公益社団たる宗教法人は、財務書類の作成、会計報告を義務づけて、監督官庁がチェックする。また、イギリスでも、一九六〇年の公益慈善団体法(チャリティー法)で、宗教団体はチャリティーコミッションにより登録チャリティーとなつて、年次報告書の提出を義務づけられる<sup>(14)</sup>。

日本では、公益法人では、主務官庁に対して、定期的に事業計画、収支計算書、役員異動報告、財産移転報告などの提出を求められ、職権でも法人の業務及び財産の状況を検査できるが（民法六七条三項）、宗教法人の場合は信教の自由に配慮し、宗教法人の自主性を尊重したためここまでの介入はしない。アメリカでは、宗教法人となっている以上、州務省、司法長官に年次報告書(annual report)を必ず提出しなければならず、一定期限内に提出しない場合、法人の解散や認証取消の事由にされている。カリフォルニア州でも毎年、宗教法人は州務省に年次報告書の提出が要求されている（カリフォルニア州法人法典九六六〇条）。これに違反すると、二五〇ドルの罰金を科せられたり、活動を制限されるなどの不利益を受ける。現行法の起草に関与したウッダードによると、GHQとしては公益法人と同じように、所轄庁への年次報告書の提出を義務づける規定を盛り込もうと考えていた。<sup>(15)</sup> ウッダードは、財務書類は入念に保存され、所轄庁の調査を受けるものと考えていた。わが国でも、人員や体制に限界がある現状では、所轄庁への一定書類の提出も、宗教法人が実際に活動しているかどうかを明らかにし、認証後の活動や財務の透明性を確保するうえでも必要なことではなからうか。所轄庁としても、現行法で期待される行政的責任を果たし、法人の管理運営の適正化、個人と団体の混同の回避などを推進するうえで、定期的に財務会計等の書類の提出を求める必要がある。所轄庁に期待される、認証等の事務処理機能、情報収集提供機能、連絡調整機能、適正な運営ための助言指導機能、限定的な監督機能などを適切に果たすうえでも是非必要なことだといわざるをえない。

これら定期的提出を求める財務関係を中心とする書類は、法人の財政、財産管理という世俗的事項に関するもので、宗教活動という「聖」の部分に関係するものではない。ウッダードもこれらの記録が宗教活動や宗教に関する事項の記録でないことを強調していた。<sup>(16)</sup> 宗教活動の中身や教義・信仰にかかわり、信者のプライバシーに関係す

るとか、公権力による宗教活動の把握、監視につながって、萎縮効果をもたらすとの反対があるが、収支計算書は、一年間の宗教法人の収入支出を項目ごとに数字や金額で表すものにはすぎず、これだけで、宗教活動の詳細や内容が外部から掌握されるような書類といえない。天理教であれば、御供金収入、雑収入いくら、祭務費、出向費、やしき整備費いくらという収支計算であり、プロテスタントの教会であれば、維持献金、礼拝献金、特別献金いくら、伝道費クリスマス費、牧師謝儀、建物管理費、光熱費、教区負担金などの支出費目と金額が記載されているにすぎない。もちろん、宗教固有の行事や慣行上の名称での費目も少なくないが、財政面から把握できる宗教活動の情報はきわめて限られる。献金や寄付者の名前がストレートにでてくるわけではない。税務署の税務調査と目的がちがいが、帳簿類が点検されるわけではない。

しかも、収支計算書も、収入規模が小さい中小零細法人に対しては作成を免除するという特例措置がとられて、過大な負担とならないよう配慮もされた。実際には、貸借対照表や収支計算書は、中小の零細個人企業でさえ作成されており、大規模法人にとって事務量の負担となることはない。収支計算書の作成が免除される収入額については、宗教法人審議会の意見により、八〇〇〇万円に定められた。このままだと、該当するのは約四％程度にすぎない。五〇〇〇万円に上げても七・八％くらい。しかし、小規模法人というのは、中小企業で法人税の軽減税率が適用される八〇〇万円や一〇〇〇万円というようなあたりではなからうか。宗教法人だけが社会経済の状況や社会常識をかけはなれたような基準をたてるべきでないし、宗教法人の財政面での活動を数字的に記載した財務書類の提出で、活動状況の透明性を確保しようとした立法趣旨は実現できない。もちろん、基準以下でも作成されていけば、事務所備え付け書類として、写しを所轄庁に提出しなければならぬ(付則二五条、法二五条四項)。

もちろん、所轄庁は提出書類取り扱いにあたり、信教の自由を妨げないよう留意しなければならず、どのような

保管や利用の方法をとるかが今後の課題として残されている。少なくとも、裁判上必要な書類は文書提出命令などにより確保されるし、情報公開条例などで住民が保管書類の提出を求めただちに公開しなければならぬわけではない。法人の適切な運営と活動の把握のために提出された書類は、当該目的外に使用することはひかえ、宗教法人のプライバシーや信教の自由を害することがないよう慎重にする必要がある(改正法二五条五項)。国政調査権との関係で、政争の具に利用されないかとの懸念もあるが、所轄庁が守秘義務を負うことによつて公の利益と国政調査権の行使により公表する利益とが比較衡量されることになる。しかし、明らかな政争のための調査権行使には、職務上の守秘義務、宗教的プライバシー権をたてに応ずる必要がない。

### 3 所轄庁の質問権と行政の責任

現行法で、所轄庁には一般的包括的な調査権は認められていない。しかし、前述のように、七九条の収益事業の停止命令、八〇条の一年以内の認証取消、八一条の解散命令の裁判所への申立権など、宗教法人が実体を欠いたり、運営や管理上重大な問題を引き起こしている場合に所轄庁は個別的に重要な監督是正権限を付託されている。このような重大な権限と責任を果たすうえにも、宗教団体が法令の要件に適合しているかどうか、違反の事実があるのかどうか事実を確認し、客観的な資料を入手できる法的手段が与えられていなければ何の意味もない。そこで、今回の改正では、七九条、八一条に該当する疑いがあるという場合に限定し、行政上の役割と責任を果たすために、事前に、宗教法人審議会の意見を聴いたうえで、宗教法人に必要な限度で報告を求め質問をする権限を与えたものである(改正法七八条の二)。これには、宗教法人審議会の意見聴取、身分証明書の提示などいくつかの歯止めも用意されている(同条二、六号)。質問権には立ち入り調査を含まず、施設への立ち入りは関係者の同意が必要としている(七八条の二一項)。信教の自由や宗教の慣習、特性を留意することで慎重でなければならないのはいう

までもない(もつとも、お尋ねという方法で事実上不明な点を聞き協力を求めることは許されよう)。しかし問題のある法人側が自発的に資料を出す可能性は少ない。その違反に対する措置としては一万円以下の過料という秩序罰だけである。これに対しては、ウツタードでさえ、「利益に固執し、法律に違反する罪に對しどのような汚名を着せられようともそのことに無関心である無節操な個人が、計画的に違反することを防ぐには価値のない額である」と批判的であつた。<sup>(17)</sup>むしろ、報告や質問に對して正当な理由なくして応えないとか虚偽の報告をする場合、裁判所への資料提出命令を求められるなど実効的な措置を講じなければ、規定自体の意味はほとんど失われるのではなからうか。

実際に、七九条、八〇条の適用例は全くなく、八一条一項一号、同二号が適用されて裁判所から解散命令が出されたのは、平成七年一〇月三〇日のオウム真理教のケースがはじめてであつた。<sup>(18)</sup>八一条による解散命令のケースは、不活動の休眠法人に對するもので、平成六年に二九件あつたが、それまでは年間五―六件程度で、これらの規定は事実上機能してこなかつた。現実に、愛知県の和徳教会のように休眠法人が買取られて暴力団対策法の隠れ蓑にされたり、本覚寺、明覚寺、満願寺など一連の霊視商法事件、靈感商法など詐欺的商法のために悪用されている例もあつた。また、平成二年七月に起きた京都府の宗教法人法友之会の「暴力的法座」による信者傷害致死事件では、一―二名にのぼる元信者からの解散命令の請求が申し立てから、二年以上も審理空転の状態にある。所轄庁の人員の確保や予算措置も必要であろうが、ただそれだけの問題であるとは言えない。改正慎重論の中にも、解釈上所轄庁に例外的限定的調査権は認められるとの立場もある。<sup>(19)</sup>むしろ、今回の改正法のように、質問権(調査権)の範囲や根拠、内容を明確にしたうえで、所轄庁の権限行使上の濫用に對し歯止めをかけることが必要不可欠なことであろう。しかし、七九条―八一条の所轄庁の限定的監督機能に関する規定については、ほとんど議論もされな

い状態におかれてきた。今回もオウム真理教により資産隠しが行われ、商法五八条二項のような解散命令の申し立て後の財産の隠匿や散逸を防ぐために、財産の保全措置の規定が必要であることが明らかになった。アメリカの多くの州では、解散命令の手続で、裁判所が財産保全のための必要な措置をとれるとする規定があり、これは、早急に立法化が要請されよう。休眠法人、不活動法人の整理も重要であり、解散命令制度も、非訟事件手続法での処理でいいのか、裁判所が職権で申し立てで自分で審理する構造が適切かどうかなど、検討課題は山積している。

#### 4 信者らへの情報開示と法人の自律性

改正前の宗教法人法では、財産や財務に関する事項を規則で明らかにすること、規則及び認証書、役員名簿、財産目録、貸借対照表または収支計算書(任意)、境内建物に関する書類、公益事業、収益事業に関する書類など一定の財務関係書類の事務所への備えつけを求めている(一二条八項、二五条)。しかし、信者や利害関係人から宗教法人が事務所備えつけ書類の閲覧や開示を求められたとしても認められるかどうかで争いがあつた学説でも否定する有力説がある。<sup>(20)</sup>これらは、宗教法人法や規則に壇信徒者に書類閲覧を認める規定がないこと、壇信徒に業務是正権はなく、総代や責任役員を選任する権限がなく、社団法人の社員や株式会社の株主の立場にないこと、公告対象事項に異論がでた場合に信者の意見を聴する規定を欠くことなどを論拠とする。

しかし、責任や義務を果たし継続的關係をもつ信者、宗教法人の宗教教師ら法律上の利害関係をもつ者に対しては、一定情報にアクセスする権利が認められなければならない。とくに、構成員である信徒、教会員、壇徒、氏子、総代などに情報開示請求権を認めることは、法人の業務が適切に行われているかチェックし、機関の責任追及の手段を提供するなど、宗教法人の民主的で構成的な運営、団体自体の自律性、セルフ・コントロールを高める手段としても重要であろう。情報の開示によって、宗教法人の透明性は高まり、信者らと宗教法人との信頼関係が強化され、

信者らの業務への積極的参加、開かれた宗教法人としての社会的信頼も高まるであろう。

もちろん、すべての情報を公開することは信者や個人のプライバシーとも関わり、宗教活動や自治が侵害されないよう慎重な配慮が必要であろう。今回の改正は、二五条で備え付けが義務づけられた宗教法人の財務会計や管理運営に関する書類の閲覧請求である。とくに、現金出納帳、総勘定元帳など元の会計帳簿などは含まない。しかも、信者であっても正当な利益がなく、不当な目的での閲覧請求であれば、宗教法人側で拒否できるなど、濫用を防止する歯止めもおいてある。宗教法人側は、濫用的な開示請求に対しては拒否でき、最終的に裁判所で閲覧請求の正当性が争われ、濫用であるかどうか判断されることになろう。

一部に、信者の範囲がはつきりせず、このような状況で帳簿等の閲覧を認めると宗教活動への混乱や支障を招くとの批判もある。また、善意の利害関係人を装って総会屋的な宗教妨害を図る者がでるとか、情報のたれ流しになるとの批判もある。信者の範囲は宗教法人自身が規則や慣行により自主的に判断決定すべきもので、アメリカでは、法が信者の資格の得喪や範囲を必ず規則で明らかにするよう求め、構成員名簿の作成も要求している。宗教団体の構成員として信者は重要な人的要素で、現行法二条でも団体の構成要素に挙げられている。信者といってもお賽銭をしたり、拝観料を払ったにすぎない人にまで重要書類の閲覧をさせよという趣旨ではない。信者とは、宗教法人法上の例示であり、宗教団体ごとと呼び名もちがう。宗教法人法での信者は、あくまでも、宗教法人の規則、教義にしたがい法人と継続的關係をもち、財政的宗教的社会的な貢献をして信徒名簿に搭載されるなど、構成員（宗教的には、教義を信奉し、宗教上の義務にしたがい、所定の手続きにしたがって信者としての資格を承認されている者）と認められている者をさす。その重要なメンバーに、役員名簿や会計書類等事務所備え付けが義務付けられている書類の閲覧が認められないことのほうがおかしい。情報公開と個人のプライバシーの保護は、両者を調整すべ

き問題で、情報の開示や情報公開を一切認める必要はないという議論にはならないであろう。

また、憲法学者の中にも、宗教団体は信仰を同じくする人の集まりだから、他の営利団体や政治団体とちがって、信者に情報を開示する必要はないという者もいる。しかし、現行宗教法人法でさえ、設立前に重要事項を書いた規則案を一月前に信者や利害関係人に公告したり、規則の変更、合併、財産の処分等でも公告を要すると公告制度を措いている(一二条三項、二三条、二六条二項等)。これは、宗教法人の財産や重要事項は信者からの寄進や淨財で運営されるので、これら事項を周知徹底させて意見を徴し適正な運営を図るためであった。<sup>(23)</sup>

情報開示や情報公開の思想は不十分ながら現行規定にも当然にあり、ただそれが実効性を欠いたり、公告事項が少ないなど不十分であったというにすぎない。現行法は情報開示の必要性を全く認めないとか、情報公開が情報のたれ流しや宗教妨害になるという発想のほうだが、宗教団体の民主化を阻害し、信者の地位を不当に軽視することにつながらないだろうか。信者、壇信徒、氏子、教会員など宗教により呼び名も、法人の管理運営の参加の程度もちがうだろうが、少なくとも、一定の継続的関わりをもち、信者として承認されて、義務も果たす構成員に対しては、構成員権(業務執行の是正や最終的チェック機能など)を認めることが、宗教法人自体の民主化、自律化につながらないだろうか。

総会屋的な帳簿閲覧請求に対しては、あらかじめ書面で、閲覧請求の理由と範囲について提出させ、不当な目的であり正当な利益を有しないものには宗教法人側で拒否すればいいであろう。また、宗教法人は、帳簿等の閲覧に關する自主的な規則を作成し、不当な開示請求、部外者を(利害関係人でも)制限する規定をおいてもよいであろう。法律による画一的な一律強制は、自治に対する介入とか、国家権力による開示の強制は信教の自由を害するとも批判される。しかし、第一次的には宗教法人側で、教義、慣行、伝統等にしたがって信者の範囲、開示の方法、手

統、範囲等について自主的にルール作りをしてよく、正当な利益の有無、不当な目的での開示請求かを判断して拒否できる。これに対して、請求する側では自己が信者そのほか法律上の利害関係人であること（元信者でも、宗教法人の管理運営の民主化、透明化、所轄庁の指導監督機能の発動を促す目的での開示請求は許されよう）、開示につき正当な利益をもち不当な目的での開示請求でないことを明らかにして、開示請求の根拠や必要な範囲を主張立証して最終的には裁判所で認められなければならない。嫌がらせや、ゆすり、たかりの開示閲覧請求は、権利濫用、正当な利益を欠く等で否定されることになる。裁判手続が国家による強制で違憲だとすれば、宗教法人をめぐって法的主張がなされ、法律上の争訟と判断された場合でも、すべて紛争の解決は宗教法人の一存で決められることになってしまふのか。司法裁判所で公正な手続保障のもとでなされた判断や解決は尊重されなければならない。そうでなければ、宗教法人だけが聖域化されたり治外法権を認められることになりはしないだろうか。

##### 5 宗教法人審議会の役割・自主的機関の設置の必要性

従来、宗教法人審議会は、一〇人以上一五人以内の委員で組織すると規定されていた（改正前七二条）。改正法では、委員数の上限を二〇名に増員することで、宗教法人審議会に期待されるチェック機能や複雑多様化する諮問事項に対応しうる人員の補強もかねて、審議会自身の役割の重要性に対応した機能増進をはかった。宗教法人審議会は、文部省（文化庁）におかれ、所轄庁の介入や措置に対して、宗教団体の正当な利益や信教の自由が侵害されないよう、宗教法人法上付託された事項につき文部大臣に建議し、文部大臣の諮問に応じて答申をだす重要な役割を担っている。宗教法人の規則等の認証、収益事業の停止命令、認証の取消、解散命令等の行政処分に関して（一四三条三項、二八条二項、三九条二項、四六条二項、七九条四項八〇条四項）、また、認証の決定、事業の停止命令、認証取消について不服申立てがあったとき、あらかじめ宗教法人審議会に諮問しその意見を聞かなければならない。

今回の改正でも、所轄庁が七九〇条に該当する疑いがあるとき、宗教法人に対して報告を求め、質問を行うことができるとされたが、事前に宗教法人審議会の意見を聞かなければならないこととされた(七八条の二の三項)。宗教法人審議会には、このような行政と宗教団体とのクッション的役割を期待されているとともに、単なる宗教界や特定宗教団体の利益代表的な地位ではなく、広く公正中立な立場から宗教行政の公正かつ適正な運営への監視機能を果たし、宗教や宗教に関連する学識経験をいかした専門的アドバイザーの役割を期待されている。ただ、委員任命資格として「宗教家及び宗教に関し学識経験がある者」とする(七二条二項)が、現在は、日本宗教連盟に加盟する神社本庁、教派神道連合会、全日本仏教会、キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会の各団体の推薦する者、宗教に関する学識経験者から委嘱されている。一般を代表するような有識者も加えることができるものだろうか。

また、一九九五年九月三〇日の宗教法人審議会の報告書では、宗教に関する情報提供や苦情相談などを行う第三者機関として自主的組織「宗教情報センター」のようなものを検討し、宗教関係者のみならず、弁護士、宗教学者、心理学者、そのほか学識経験者などが協力して、民間の自主機関を設置してはどうかという提案がなされている。現行の宗教法人法の成立過程で、紛争処理のための宗教審議会による調停の導入がはかられた<sup>(24)</sup>。しかし宗教審議会の調停機能は、「宗教法人審議会」に改められ、かえって宗教的事項に調停、干渉してはならないとされた(七一条三項)。宗教界が宗教の国家管理化や国の監督機能強化に危機感をもつとすれば、バランス宗教課長らしいの自主規制の強力な民間第三者機関を設置することで自律性を強化し、国家や行政の介入の極小化が実現されるべきではなからうか。

そのほかに、信者ら構成員の地位の強化、内部的自律権の強化による自治自浄作用の拡大をはかるべきではない

か。今まで、信者は単なる布教教化の対象でしかなく、宗教上の地位はあるにしても、法的地位や資格ではきわめて消極的に扱われてきている。団体の管理運営にも間接的に関わり、財政的に貢献する信者らが、業務執行へのチェック機能を与えられず、公告への異議や意見反映の道も開かれていない地位に置かれてきた。ウッダードも、政府が管理監督する法制では信者の関与は重要ではないが、自治が尊重される法制ではその関与や参加が重要だとしてい<sup>(25)</sup>る。

- (12) ウッダード(古賀訳)「宗教法人法の研究」『龍谷大学宗教法研究二二輯』一〇五頁(一九九三年)参照。
- (13) 平野・前掲註(2) 論文八頁。
- (14) 石村耕治「欧米の宗教団体法制と政教分離」法律のひろば四九巻四号三八頁(一九九六年)、国立国会図書館文庫編「欧米の宗教団体法制」調査と情報二七五号一頁以下(一九九五年)、国立国会図書館調査及び立法考査局編「宗教団体とカルト対策」外国の立法二〇一号四頁以下(一九九七年)参照。
- (15) ウッダード(古賀和則訳)「宗教法人法の研究」『宗教法研究第一一輯』(龍谷大学宗教法研究会編)一一五頁(一九九二年)参照。
- (16) ウッダード(古賀訳)・前掲註(12)資料一二六頁。
- (17) ウッダード(古賀訳)・前掲註(12)資料一四二頁。
- (18) 東京地判平成七・一〇・三〇判タ八九〇号三八頁。この事件で、オウム真理教側は即時抗告、特別抗告をして争ったが、いずれも棄却された。東京高決平成七・一二・一九判タ八九三号四三頁、平成八年一月三〇日判時一五五五号三頁、判タ九〇〇号一六〇頁。  
 棚村政行「宗教法人について宗教法人法八一条一項及び二号前段の解散命令の事由があるとされた事例」判タ九一三三号二〇八頁(一九九六年)、笹田栄司「宗教法人の解散命令と信教の自由」ジュリ一〇九一四頁(一九九六年)、日笠完治「宗教法人の解散命令と信教の自由」法学教室別冊判例セレクト96一二頁(一九九六年)、平野武「宗教法人法八一条一項一及び二号前段に規定する事由があるとされた宗教法人の解散命令が憲法二〇一条一項に違反しないとされた事例」民商一一五巻六号九六九頁(一九九七年)、笹川紀勝「時の判例」法教一八八号七五頁(一九九六年)等参照。

(19) 笹川紀勝「宗教法人法改正論議への一視角」福音と世界一九九五年一〇号四八頁。

なお、昭和三十三年四月二二日の宗教法人審議会の認証制度等の改善方策に関する答申では、「宗教法人の業務の適正化を図るため、所轄庁は宗教法人の業務及び事業に関し、報告をもとめその報告について実情を調査することができるよう明記すること」とされ、この時期にすでに調査権の問題が論議されていた。

(20) アメリカ法律家協会改訂模範非営利法人法一四・三二条(C)項等参照。

(21) たとえば、宗教法人の増従に帳簿閲覧請求権を認めた、東京高判平成六・三・二三判時一五〇七号一三三頁、東京地判昭和六二・二・一二判時一二二七号八八頁、否定したものに東京高判昭和六三・九・二八判時一二九三号九六頁、浦和地判平成五・六・二五判タ八四二号一九九頁等。

(22) 安武敏夫「宗教法人法の増従は宗教法人法二五條二項に規定する帳簿・書類の閲覧請求権を有するか(否定)」判時一二三二一號二二五頁、同「増従の帳簿・書類の閲覧請求権」宗教判例百選第二版一三九頁(一九九一年)等。

(23) 大阪高決昭和五四・八・一二下民集三四卷五十八号六八二頁参照。

(24) 古賀和則「宗教制度の改編過程」『占領と日本宗教』二三三頁(一九九三年)。

(25) ウッタード(古賀訳)・前掲註(12)資料一一八頁。

#### 四 おわりに

宗教法人法の改正論議は、不幸にしてオウム真理教の一連の事件を契機としてはじまった。戦後五〇年という節目の年に、わが国はさまざまな戦後の総括を迫られた。宗教法人に対する行政の関与と責任という問題もその重要なテーマの一つであろう。今回の宗教法人法の一部改正では、行政の役割と責任をめぐって根本的な議論が欠落し、これまで曖昧にされてきた所轄庁の指導監督責任の有無が問われ、宗教の国家管理化、宗教団体自身の民主化、自

律化の促進に対するそれぞれの認識のちがいが表面化した。改正が宗教弾圧や国家管理に道を開くという反対論は、宗教に対する行政権の介入強化を懸念し、盛んに「規制緩和」という時代の流れに逆行するとの批判をする。また、改正反対論者からは、オウム事件に対する行政の怠慢や及び腰が痛烈に非難されたが、オウムの被害弁償に対してその資産では到底足りず、被害者救済のため国家や行政の法的責任が問われることも考えなければならぬ。しかし、薬害訴訟のように被害者が行政の指導監督責任を問おうにも、責任追及の法的基礎はきわめて脆弱といわざるをえない。戦後の宗教行政の変遷をみても、公共事業への新規企業の参入、金融自由化、土地利用規制の緩和等自由な市場への信頼、政府や行政活動の縮小という構図は、宗教法人の場合にはそのまま当てはまらない。むしろ、宗教行政は、敗戦後の占領政策による民主化という特殊事情のもとで、新規参入の自由、独占の排除、行政権の関与の極小化を出発点にしていた。そのため、現代的状況のもとで宗教活動を活性化させるとともに、宗教法人に対する社会の信頼に応えるべく、宗教団体自らがどのような自己規制を行い、行政はどこまで関与すべきかが明確に論じられなければならない。効果的な自己規制が進めば進むほど、国家や行政が口出しをすべき領域は少なくなることは間違いない。しかし、それまでの過渡的段階では、行政の果たすべき役割と責任は依然として残らざるをえないであろう。<sup>(26)</sup>

昭和二〇年一〇月七日、文部省の宗務課廃止論を唱えていたバンス宗教課長が東京宗教記者会で行った記者会見での言葉が思い起こされる。「宗務課というものがあると宗教団体はこれに頼っていつまでたっても自立出来ないし、新憲法下ではどの課と言わず法律上宗教を支配してはならないのであるから、理想的な形としては、政府から離れて宗教団体が強力な自主機関を作り、これが専門の法律家を雇い、機能を強力にして政府との交渉に当たることである。但し一方現在の日本の宗教界ではこうした中央機関もないし、また早急にこの設立は望めないものであ

るからやむなく宗教団体との連絡を取ったり、政府から宗教団体に伝えるべきことを取扱う機関の存在が必要であることを認める<sup>(27)</sup>。ここでも、公的干渉を徹底して排除することと、宗教団体自らのセルフ・コントロールとが相関関係にあり、自主的な機関の設置が強く求められていた。このように考えると、やはり宗教団体が結集して公正な自主規制機関作り、相互のネットワークを強化することこそが、行政の役割を縮小化、極小化する大前提ではないのだろうか。

聖俗分離原則についても、実際に「聖」宗教活動と「俗」世俗活動とは分離が困難だといわれるが、現行宗教法人法は、ウツダードや起草に関与した者も認めるが、役員名簿、財産目録、貸借対照表等の財務書類は、宗教活動と直接関係するものではなく、財産や管理運営という法人の世俗的側面での書類と見ていた。確かに、聖俗分離が実際に困難だとすれば、何が「聖」で何が「俗」にあたって法的規制に服しうるか、宗教法人側でそのガイドラインや区別の基準を示さなければならぬ。もし、その対案も出さず、聖俗分離は困難としか言わないなら、宗教の問題に国家や行政は全く口を出さず、全て自主性にまかせろという話にはならないだろうか。お布施や信者勧誘の在り方に対する自主的ガイドラインが日弁連の消費者問題対策委員会から示されているが、未だに、<sup>(28)</sup>何らかの具体的な意見や動きはみられない。宗教界には、国家や行政から規制される前に、自らで自らを律する努力がまさに求められているのではなからうか。

(26) 本稿は、棚村政行「宗教法人制度における行政の責任と役割」法律のひろば四九巻四号一一頁以下(一九九六年)と重複する部分があることをお断りしておく。

なお、改正法を含む実務に関しては、文化庁文化部宗務課「宗教法人実務研修会資料(平成九年版)」「(一九九七年)参照。

(27) 「宗務機関廃止は理想だが必要の面も認める」一九四八年年一〇月八日付中外日報。古賀・前掲註(5)論文一八頁。

(28) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会・宗教と消費者部会「宗教活動等についてのガイドライン」は、お布施・献金等に領収書を発行させる、因縁やたたりなどで宗教的不安を煽る勧誘の禁止、クーリングオフ、会計報告、宗教団体であることの明示、信者と家族との連絡、脱会の自由の保障、未成年者の勧誘での注意、労働法規の遵守などを定める。宗教と消費者弁護団ネットワーク編「宗教名目による悪徳商法」二四七頁(一九九六年)参照。